

## 今日本語が危ない—安倍内閣の解釈改憲—

益永八尋

安倍内閣は、今国会中に閣議決定で解釈改憲を行おうとしている。この閣議決定は、自公の協議後に行われるようであり、自民党主導で自公協議が加速されつつある。

日本政府が解釈改憲により武力攻撃が可能であるとの結論を得た場合の影響について、さまざまな影響があると考えられるなかで、日本語の信頼性と教育への影響について考える。

日本の憲法では、武力による解決を放棄している。このことは、中学卒業程度の日本語力を有する者であれば、誰でも理解できる。しかし、解釈改憲により、集団的自衛権という名による武力攻撃が可能であるとの解釈改憲がまかり通るようであれば、日本語の信頼性は大きく揺らぐものになる。

現在の日本は、企業の海外進出や、個人の海外旅行が非常に多くなり、かつてない程国際的になっている。また、小学校、中学校においても英語教育が重視されている中で、ますます国際的に様々な場面での日本人の活動が活発化するであろう。国際的な活動の広がりを実現する大前提は、日本語が正しく解釈され、信頼される言語であることである。

日本には自衛隊という軍隊が存在する。その存在は、日本国憲法では戦力を持たないと規定しているにも関わらず 1950 年（警察予備隊）から存在し続けてきている。この存在自体も憲法違反であるのは明白であるが、解釈改憲による自衛隊の存在を強行してきた歴史がある。今では、様々な理由から自衛隊の存在は憲法違反ではないと考える国民も多いであろう。しかし、これは災害が多い日本国内での自衛隊の救援活動が国民に認知されているからに他ならないのであって、憲法違反ではないということと同次元で論ぜられる問題ではない。

自衛権や集団的自衛権の権利を主張し、武力を持ち、武力の行使も権利として持っているかのように言っている。これは、日本国憲法（日本語）の解釈として正しいと言えるか、答えは正しくないである。自衛権や集団的自衛権でいうところの自衛権とは自衛するための権利である。この権利には、武力の行使（=憲法：交戦権）、外交力（政治力）の行使、経済力の行使、文化や言論（世論）などの力の行使がある。日本国憲法では、これらの権利の一部である武力（=憲法：陸海空軍その他の武力）の保持と行使を禁じているにすぎない。他の権利は有しているのである。

論理性のない、解釈改憲は日本語教育に混乱をもたらす。武力を持たないと言っておきながら、実際には武力を持っている、武力は使用しないと口を揃えている一方で、武力を使用することが可能と口を揃えているのは言葉の論理性が全くない。このことは、日本語教育に混乱をもたらす。日本国憲法は中学校社会科（公民 1）で学習することになっている。憲法学習で一番重要な全文や 9 条の解釈が日本語の論理性とかけ離れた正反対の解釈になるのである。

2014年6月8日

から、教える方も教えられる生徒も混乱するのは明白である。この混乱により、生徒間や教師と生徒の間に不信感が生まれ様々な問題が発生することが危惧される。また、こうした非論理的な解釈改憲の授業を受け入れた生徒が大人になった場合を想定するならば、大変危険なことであると判断できる。すなわち、どのような文書（法令、契約文書等）であれ、解釈の変更が都合の良いように行われるため、お互いの信頼関係はなくなる。そのような状態になれば、人間の相互不信、国家間の相互不信につながり、さまざまな行動をお互いとするようになる。この様な事態にならない様にするためには、非論理的な解釈改憲を行うべきではない。